

納期限

- 今月の納期限は8月31日(水)です
 ◇市・県民税(2期)
 ◇国民健康保険税(2期)
 ◇後期高齢者医療保険料(2期)
 ◇介護保険料(8月分)

くらしの相談

- ◇心配ごと相談
時 毎週水曜日
 13:00~16:00
場 福祉センター3階
問 御坊市社会福祉協議会
 ☎0738-22-5490
- ◇無料人権相談
時 8月19日(金)
 10:00~15:00
場 福祉センター3階
相談員 人権擁護委員
問 和歌山県地方法務局
 ※人権相談は、人権擁護委員の自宅及び法務局において常時受け付けています。
- ◇御坊・日高常設法律相談所
時 毎週木曜日
 13:30~16:00
場 財部会館
問 和歌山弁護士会
 ☎073-422-5005
 ※事前予約が必要です。
 ※30分で5,000円程度の相談料が必要です。
- ◇行政相談
時 8月10日(水)
 13:00~15:00
場 福祉センター3階
問 防災対策課
 ☎0738-23-5528
- 行政相談委員**
 おおかわ ひでき
 大川 秀樹 氏
 ☎0738-23-3908
 てらさき すずこ
 寺崎 鈴子 氏
 ☎0738-22-2152

8月中旬に提出を！ 児童扶養手当「現況届」

児童扶養手当を受給している方は、毎年8月中旬に現況届を提出していただくこととなります。

児童扶養手当とは、父または母と生計が同じでない児童に対して、生活の安定と自立を図るため、手当を支給する制度です。

なお、児童扶養手当の現況届の提出がないと、引き続き児童扶養手当を受け取ることができません。

また、2年間提出がない場合、受給資格がなくなりますのでご注意ください。

対 次のような状態にある児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいのある児童)を養育している父や母、または父母に代わって養

- 育している方です。
- ① 父母が婚姻を解消した後、父または母と別れて生活している児童
 - ② 父または母が死亡した児童
 - ③ 父または母が一定の障がいの状態にある児童
 - ④ 父または母の生死が明らかでない児童
 - ⑤ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

※この他にも支給要件があります。また、支給に関する所得制限等があります。

現況届提出期間

8月1日(月)~31日(水)
 8時30分~17時15分

(土・日曜日、祝日を除く)
 ※8月2日(火)、26日(金)は19時まで受け付けます。

※所得制限により手当が全部停止になっている方も届出が必要です。

申・問 社会福祉課 福祉児童係
 ☎0738・52・5033

ひとり親家庭医療費の 更新申請について

現在お持ちの「ひとり親家庭医療費受給資格証」の有効期間は、令和4年10月31日までとなっています。11月以降引き続き、または新たにひとり親家庭医療費の支給を受けするためには、申請手続きが必要です。

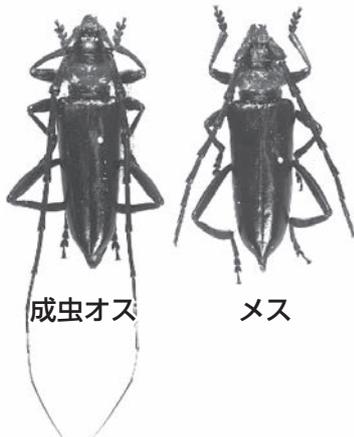
7月下旬に案内及び申請書を送付しますので、対象となる方の健康保険証など必要書類を添え、8月中旬に手続きを行ってください。

なお、手続が完了しない場合、11月以降の受給資格は発生しませんのでご注意ください。

問 健康福祉課 福祉医療係
 ☎0738・23・5645

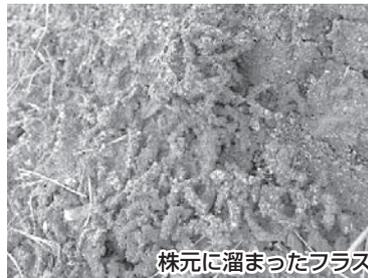
クビアカツヤカミキリの早期発見！ もも、すもも、うめ、さくらを守ろう！

果樹園やさくらでフラス(幼虫の糞と木くずが混ざった物)を発見したら最寄りの振興局またはJAに連絡してください。



成虫オス

メス



株元に溜まったフラス

詳しい情報はこちらから
 (和歌山県HP)



- ◆問い合わせ 市役所 農林水産課 ☎0738-23-5510
 日高振興局 農業水産振興課 ☎0738-24-2930